

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成24年度広域連合長会議

日時：平成24年6月6日（水）14:30～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

目 次

	(ページ)
1 会議次第	1
2 平成23年度事業報告について	3
3 平成23年度決算について	5
4 平成24年度事業計画(案)について	9
5 平成24年度予算(案)について	11
6 要望書(案)について	13

<参考資料>

1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約	27
2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿	31
3 全国広域連合長等名簿	32
4 全国広域連合所在地等一覧	34

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成24年度広域連合長会議次第

日時：平成24年6月6日（水）14：30～

場所：都市センターホテル 5階 「オリオン」

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告
 - (2) 平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算
 - (3) 平成24年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）
 - (4) 平成24年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算（案）
 - (5) 後期高齢者医療制度に関する要望書（案）
- 4 来賓紹介及び挨拶
- 5 要望書手交
- 6 厚生労働省との意見交換
- 7 閉会

議事（１）

平成２３年度事業報告について

平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

平成23年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して意見を表明するために、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月8日、11月17日提出）
- (2) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）
- (3) 保険者による健診・保健指導等に関する検討会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

- (1) 必要な制度改善について国等へ要望した。
 - ① 要望書手交、記者対応（6月8日、11月17日）
- (2) 審議会や検討会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。
 - ① 社会保障審議会医療保険部会（第44～51回）
 - ② 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（第1～8回）
 - ③ レセプト情報等の提供に関する有識者会議（第6～9回）
 - ④ 広域連合標準システム研究会（第8～11回）

3 広域連合間の意見交換

様々な課題について、全国6つの地域ブロック協議会幹事広域連合を通じ、広域連合間の意見交換を行った。

4 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（定例会6月8日、臨時会11月17日）
- (2) 幹事会（第1～2回）

議事（２）

平成２３年度決算について

平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

歳入 一金 6,256,519円

歳出 一金 3,173,149円

差引残高 一金 3,083,370円

差引残高は平成24年度へ繰り越すものとする。

歳入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
01 分担金及び負担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	均等割分担金 (80,000円×47団体)
02 繰越金	2,495,000	2,495,978	978	
01 繰越金	2,495,000	2,495,978	978	
01 繰越金	2,495,000	2,495,978	978	
01 前年度繰越金	2,495,000	2,495,978	978	
03 諸収入	2,000	541	△ 1,459	
01 預金利子	1,000	541	△ 459	
01 預金利子	1,000	541	△ 459	
01 預金利子	1,000	541	△ 459	預金利子
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
歳入合計	6,257,000	6,256,519	△ 481	

歳出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引	備 考
01 会議費	3,403,000	2,345,419	1,057,581	
01 会議費	3,403,000	2,345,419	1,057,581	
01 広域連合長会議費	1,710,000	1,527,979	182,021	
09 旅費	1,155,000	1,014,288	140,712	広域連合長会議 (6/8) 臨時広域連合長会議 (11/17)
11 需用費	132,000	97,990	34,010	
14 使用料及び賃借料	423,000	415,701	7,299	広域連合長会議会場使用料等 臨時広域連合長会議会場使用料等
02 幹事会費	1,274,000	817,440	456,560	
09 旅費	1,264,000	807,440	456,560	第1回 (5/30)、第2回 (11/7)
11 需用費	10,000	10,000	0	
03 事務局長会議費	419,000	0	419,000	
09 旅費	291,000	0	291,000	
11 需用費	24,000	0	24,000	
14 使用料及び賃借料	104,000	0	104,000	
02 総務費	1,566,000	827,730	738,270	
01 総務管理費	1,566,000	827,730	738,270	
01 一般管理費	1,566,000	827,730	738,270	
09 旅費	1,421,000	724,365	696,635	社会保障審議会医療保険部会 保険者による健診・保健指導等に 関する検討会等
11 需用費	43,000	36,285	6,715	
12 役務費	62,000	31,910	30,090	
14 使用料及び賃借料	40,000	35,170	4,830	
03 予備費	1,288,000	0	1,288,000	
01 予備費	1,288,000	0	1,288,000	
01 予備費	1,288,000	0	1,288,000	
歳出合計	6,257,000	3,173,149	3,083,851	

意見書

平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、
決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成24年4月27日

監事 富山県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 高橋正樹

平成24年5月16日

監事 青森県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 鹿内博

議事（３）

**平成２４年度事業計画（案）に
ついて**

平成24年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

(1) 広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

(2) 広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

(3) 広域連合間の意見交換

広域連合間のネットワークを活用し意見を交換することにより、様々な課題の解決を図るよう努める。

(4) 会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回、臨時広域連合長会議：随時）
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：1回、臨時幹事会：随時）
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

(5) その他基本方針を達成するために必要な事業

議事（４）

平成２４年度予算(案)について

平成24年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

歳入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 分担金及び負担金	2,820	3,760	△ 940	
01 分担金	2,820	3,760	△ 940	
01 分担金	2,820	3,760	△ 940	
01 分担金	2,820	3,760	△ 940	均等割分担金 60,000円*47団体
02 繰越金	3,083	2,495	588	
01 繰越金	3,083	2,495	588	
01 繰越金	3,083	2,495	588	
01 前年度繰越金	3,083	2,495	588	前年度繰越金
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	預金利子
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
歳入合計	5,905	6,257	△ 352	

歳出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	3,113	3,403	△ 290	
01 会議費	3,113	3,403	△ 290	
01 広域連合長会議費	1,810	1,710	100	
09 旅費	1,194	1,155	39	広域連合長会議旅費 2回
11 需用費	110	132	△ 22	消耗品費・印刷製本費
14 使用料及び賃借料	506	423	83	会場使用料等
02 幹事会費	1,303	1,274	29	
09 旅費	1,293	1,264	29	幹事会旅費 3回
11 需用費	10	10	0	消耗品費・印刷製本費
03 事務局長会議費	0	419	△ 419	
09 旅費	0	291	△ 291	
11 需用費	0	24	△ 24	
14 使用料及び賃借料	0	104	△ 104	
02 総務費	1,080	1,566	△ 486	
01 総務管理費	1,080	1,566	△ 486	
01 一般管理費	1,080	1,566	△ 486	
09 旅費	927	1,421	△ 494	審議会等旅費
11 需用費	43	43	0	消耗品費・印刷製本費
12 役務費	65	62	3	通信運搬費・振込手数料
14 使用料及び賃借料	45	40	5	自動車借上料
03 予備費	1,712	1,288	424	
01 予備費	1,712	1,288	424	
01 予備費	1,712	1,288	424	
歳出合計	5,905	6,257	△ 352	

議事（５）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書 (案)

平成24年6月6日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は次の事項について必要な措置を講じられたい。

1 高齢者医療制度の見直しについて

後期高齢者医療制度については、社会保障・税一体改革大綱の中で「廃止に向けた見直しを行う」とされているが、関係諸団体との調整の遅れ等により「先行きが不透明な状態」が続いている。

このことにより、不安定な制度運営となっており、運営主体である各広域連合においても遺憾と言わざるを得ない。

医療制度の見直しにあたっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られるよう、国として万全の策を講ずること。

- (1) 国においては、国民への不安や混乱を払拭するため、早急に制度の見直しについて今後の方針を固め、精力的に都道府県等関係団体との調整を行い、安定的かつ継続的な制度の確立を一刻も早く図ること。
- (2) 制度の見直しに係る業務処理に支障が生じないように、見直しの具体的な内容、時期及びスケジュールを早急かつ明確に提示するとともに、国民への十分な周知期間の確保と計画的な広報を実施すること。

2 現行制度について

現行制度の円滑な運営を図るため、改善が必要な事項については、国の責任において早急な対応を講ずること。

<財政に関すること>

(1) 平成26・27年度保険料率改定については、大幅な保険料増額となることが予想されるため、被保険者に過度の負担とならず、持続可能な制度となるよう国の公費負担の増額を行うとともに、医療費の増加に伴う地方負担の軽減策を講ずること。

(2) 財政安定化基金について

① 保険料上昇抑制財源に充てることを前提とすれば、その標準拠出率を見直すこと。

② 拠出額を増額する場合は、国も必ず負担を行い、都道府県負担分については、全額を地方交付税の対象とするよう改めるとともに、国から都道府県に対して増額の要請を行うこと。

併せて、標準拠出率の適用を原則とし、基金財源に余裕がある場合のみ各都道府県で設定するよう見直すこと。

(3) 調整交付金について

① 療養給付に対する定率交付については、12分の4を確保することとし、広域連合間の所得格差を調整する普通調整交付金は別枠で措置すること。

② 保険料率算定時より所得係数が上昇した場合においても、財源不足によって制度運営が困難とならない仕組みとすること。

(4) 国庫支出金の交付については、年間交付計画を明確にし、診療報酬の支払いに支障のないよう速やかに交付すること。

(5) 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費については、公費負担を行うとともに、増加する地方負担に対して地方財政措置を講ずること。

(6) 後期高齢者負担率については、高齢者人口の増加及び現役世代人口の減少による現役世代の負担の増加分を高齢者と現役世代の保険料規模に応じて分担する仕組みに改めること。

(7) 低所得者等に対する現行の保険料軽減措置については、恒久的な制度とすること。

なお、国民健康保険制度の保険料軽減措置の見直しを検討する場合は、後期高齢者医療制度との整合性を図り、必要な財源は全額国費とすること。

(8) 高額な医療費については、高額医療費負担金の支給基準を見直し、国において十分な財政措置を講ずること。

- (9) 葬祭費及び審査支払手数料については、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、全額を公費等の負担対象とすること。
- (10) 年少扶養控除等廃止の影響回避措置に伴い、本来、税制改正の影響を受けない被保険者の一部負担金が3割から1割になる場合、負担増となる保険給付費並びに都道府県及び市区町村の定率負担金については、国の責任において財政措置を講ずること。
- (11) 東日本大震災で被災した被保険者への一部負担金免除及び保険料減免措置を延長すること。

<資格・賦課徴収に関すること>

(1) 保険料の特別徴収について

- ① 対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続等を可能とすること。
- また、開始時期については年2回設けること。
- ② 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の合計額が対象となる年金給付額の2分の1を超える場合においても、被保険者が希望する場合には実施できることとすること。
- ③ 年金振込通知書については、10月以降の引き去り額を記載しないこと。

(2) 不均一保険料の適用については、医療費が低い市区町村の被保険者の負担を軽減することができるよう、現行制度が廃止されるまで、適用期間を延長すること。

(3) 保険者機能強化事業の保険料収納対策等に係る実績については、迅速に情報提供するとともに、同事業の補助は今後も継続すること。

＜給付に関すること＞

(1) 柔道整復療養費並びにあん摩マッサージ指圧及びはり・きゅうの施術に係る療養費について

- ① 国及び都道府県に指導・監査権限を付与し、保険者に対しても一定の権限を早急に付与すること。
- ② 療養費支給申請書様式については、全国統一化を図ること。
- ③ 近年、大幅に増加している往療料については、国において実態を把握するとともに、支給要件を改善すること。
- ④ 関係者による検討会により、早急の中・長期的な視点に立った実効性のある見直しを行うこと。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証について、被保険者からの申請を不要とし、被保険者証への表示により自己負担額の確認を可能とすること。

また、基準収入額適用申請についても、公簿等での確認により職権で適用ができるよう改め、被保険者の申請手続きを簡素化すること。

(3) 高額療養費に係る自己負担額の年間上限額を設ける仕組みが検討されているが、実施にあたっては、より簡潔で公平な負担軽減策とすること。

また、高額介護合算療養費制度については、従来からの要望に対する回答を踏まえ、保険者等現場の意見を聞き、早急に制度の見直しを行うこと。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項に規定する医療機関等の不正請求による返還金及び加算金については、介護保険制度下の、事業者による介護報酬の不正請求に対する取扱いと同様、地方税の滞納処分の例によることを可能とし、保険者が確実に回収できることとすること。

(5) 所得の更正等により一部負担金の負担割合が変更になった場合の差額調整については、現行制度では法令に規定がなく、民法の一般規範（不当利得）に依拠することとなるため、法的根拠となる明確な規定を整備すること。

(6) 審査支払機関の統合については、拙速な議論とならないよう慎重に検討すること。

＜保健事業に関すること＞

(1) 健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額するとともに、「平成22年度の生活機能評価の検査と同時実施の状況」での区分を廃止すること。

また、独自追加項目及び未受診者に対する受診勧奨等に係る事務的経費についても補助の対象とすること。

(2) 健診を受診する必要性の高い者を把握するため、関係機関の間で、必要なデータが提供される環境整備を行うとともに、標準システムにおいて、該当被保険者を抽出するツールを提供すること。

(3) 長寿・健康増進事業については、安定的で、より充実した事業実施のため、特別調整交付金交付基準及び内示額を早期に示すとともに、その上限額を見直すこと。

(4) 高齢者への肺炎球菌ワクチンの予防接種については、インフルエンザワクチンと同様に定期予防接種とすること。

なお、予防接種法の改正までの間については、長寿・健康増進事業の「人間ドック等の助成事業」と同様の取扱いとすること。

＜電算システムに関すること＞

- (1) 標準システムについては、早期に改善が必要な事項がみられることから、今後の改善計画の明確化、電話・電子メール等による迅速なサポート体制の構築、十分な検証と動作確認等により、広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないようにすること。

- (2) 標準システムの機器更改については、平成24年度中に円滑な移行を行うことができるよう、十分にサポートすること。
また、係る経費については、国において全額財源措置を講ずるとともに、その内容及び交付スケジュールを明確に提示すること。

- (3) 年少扶養控除等廃止に伴う一部負担金の割合の判定にあたっては、国の責任において標準システムの改修を行うこと。

平成24年6月6日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦

<参 考 资 料>

全国後期高齢者医療広域連合協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国後期高齢者医療広域連合協議会という。

(組織)

第2条 本会は、全国の都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、広域連合の連絡提携を緊密にして、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の広域連合の意見集約、国等への意見表明及び広域連合相互の意見交換
- (2) 広域連合長会議及び事務局長会議の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、第13条に規定する幹事をもって充てる。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 役員を選任方法は、幹事の互選によるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期中に市区町村長選挙が行われ、同一人物が市区町村長に当選し、さらに当該広域連合長に当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(広域連合長会議)

第8条 本会の広域連合長会議は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

- 2 広域連合長会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 広域連合長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 広域連合長会議には、広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(議決事項)

第9条 広域連合長会議は、幹事会の審議を経た次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 予算の承認に関する事項
- (3) 国等に対する要望及び提案に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(委任)

第10条 広域連合長会議は、議決事項の一部及びその権限の一部を幹事会又は会長に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第13条に規定する幹事で構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会には、幹事である広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。
- 4 幹事会は、広域連合長会議へ提案する議決事項の審査、広域連合長会議からの委任事項の議決その他意見交換等を行う。

(事務局長会議)

- 第12条 事務局長会議は、全国の広域連合の事務局長で構成し、会長の属する広域連合の事務局長が議長（以下「事務局長会議長」という。）となる。
- 2 会長は必要と認めた場合に、事務局長会議長に対し事務局長会議の開催を下命し、事務局長会議長が事務局長会議を招集する。
- 3 事務局長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 4 事務局長会議は、会長によって求められた事項その他必要な事項を審議する。
- 5 事務局長会議には事務局長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(地域ブロック協議会及び幹事)

- 第13条 全国を「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州」の6つの地域ブロックに分けるものとし、当該地域ブロックごとに協議会を置く。
- 2 前項に規定する地域ブロックごとの都道府県は、別表のとおりとする。
- 3 幹事は、地域ブロックごとに1名選出されるものとし、広域連合長をもって充てる。
- 4 幹事の選出方法は、地域ブロックごとに任意に定めるものとする。
- 5 幹事は、地域ブロック内の意見の調整・集約を行うものとし、また、第5条に規定する役員を務め、その任期は役員任期と同一とする。

(会計)

- 第14条 本会の経費は、各広域連合の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本会の毎年度の歳入歳出予算は、幹事会の議決を経て、広域連合長会議の承認を得るものとする。
- 4 本会の決算は、幹事会の認定に付し、広域連合長会議に報告するものとする。

(分担金)

第15条 各広域連合の分担金の算出方法は、広域連合の数による均等割とする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する広域連合事務局に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年6月3日から施行する。

別表（第13条関係）

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

役職名	氏名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横尾 俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	あべ たかお 阿部 孝夫 (川崎市長)	関東・信越ブロック (神奈川県広域連合)
	なかじま たけし 中嶋 武嗣 (甲賀市長)	近畿ブロック (滋賀県広域連合)
	にしおか のりやす 西岡 憲康 (備前市長)	中国・四国ブロック (岡山県広域連合)
監事	しかない ひろし 鹿内 博 (青森市長)	北海道・東北ブロック (青森県広域連合)
	たかはし まさき 高橋 正樹 (高岡市長)	東海・北陸ブロック (富山県広域連合)

全国広域連合長等名簿

平成24年6月6日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
北海道・東北	北海道	高橋 定敏 (留萌市長)	高橋 正夫 (本別町長)	松田 伸一
	青森県	鹿内 博 (青森市長)	越 善靖 夫 (東通村長)	柿崎 直春
	岩手県	谷藤 裕明 (盛岡市長)	稲葉 暉 (一戸町長)	浅沼 秀夫
	宮城県	奥山 恵美子 (仙台市長)	鈴木 勝雄 (利府町長)	中里 豊
	秋田県	徳積 志 (秋田市長)	栗林 次美 (大仙市長)	鷺谷 邦夫
			齋藤 正寧 (井川町長)	
	山形県	市川 昭男 (山形市長)	遠藤 直幸 (山辺町長)	須藤 正博
福島県	瀬戸 孝則 (福島市長)	安部 三十郎 (米沢市長)		
関東・信越	茨城県	中田 裕 (桜川市長)	野高 貴雄 (河内町長)	船橋 牧男
	栃木県	佐藤 栄一 (宇都宮市長)	古口 達也 (茂木町長)	池亀 寛
	群馬県	清水 聖義 (太田市長)	宮前 敏十郎 (神流町長)	沼 孝英
	埼玉県	須田 健治 (新座市長)	関口 定男 (ときがわ町長)	小林 一彦
	千葉県	根本 崇 (野田市長)	岩田 利雄 (東庄町長)	渡辺 雅則
	東京都	西川 太郎 (荒川区長)	濱野 健 (品川区長)	合田 進 (副広域連合長)
			空席	
			空席	
			合田 進 (常勤)	
	神奈川県	阿部 孝夫 (川崎市長)	山口 昇士 (箱根町長)	笹野 康裕
			吉田 英男 (三浦市長)	
	新潟県	篠田 昭 (新潟市長)	渡邊 廣吉 (聖籠町長)	池上 忠志
山梨県	堀内 茂 (富士吉田市長)	角野 幹男 (昭和町長)	菊原 忍	
長野県	母袋 創一 (上田市長)	藤原 忠彦 (川上村長)	小田切 憲一	
		小口 利幸 (塩尻市長)		
		菅谷 昭 (松本市長)		
		伊藤 喜平 (下条村長)		
東海・北陸	富山県	高橋 正樹 (高岡市長)	米澤 政明 (入善町長)	木村 吉成
	石川県	梶 文秋 (輪島市長)	杉本 栄蔵 (中能登町長)	西川 文明
	岐阜県	細江 茂光 (岐阜市長)	小川 敏 (大垣市長)	箕浦 準二
			尾関 健治 (関市長)	
			青山 節児 (中津川市長)	
			中川 満也 (垂井町長)	
			岡崎 和夫 (池田町長)	
	静岡県	鈴木 尚 (富士市長)	原田 英之 (袋井市長)	岩崎 卓芳
			空席	
	愛知県	柴田 紘一 (岡崎市長)	横山 光明 (設楽町長)	朝倉 信也
三重県	前葉 泰幸 (津市長)	木田 久主一 (鳥羽市長)	齋藤 雅之	
		尾上 武義 (大台町長)		
		西田 健 (紀宝町長)		
近畿	福井県	東村 新一 (福井市長)	杉本 博文 (池田町長)	上木 真吾
			橋本 達也 (あわら市長)	
	滋賀県	中嶋 武嗣 (甲賀市長)	村西 俊雄 (愛荘町長)	西田 一廣
			古川 源二郎 (専任)	
	京都府	久嶋 務 (向日市長)	坂本 信夫 (久御山町長)	岡嶋 修司 (副広域連合長)
			栗山 正隆 (亀岡市長)	
			中山 泰 (京丹後市長)	
			星川 茂一 (京都市副市長)	
			岡嶋 修司 (常勤)	
			空席	
	大阪府	竹内 脩 (枚方市長)	竹山 修身 (堺市長)	籾本 冬樹
			向井 通彦 (泉南市長)	
			吉田 友好 (大阪狭山市長)	
		中 和博 (能勢町長)		
兵庫県	矢田 立郎 (神戸市長)	戸田 善規 (多可町長)	森田 文明	
奈良県	上田 清 (大和郡山市長)	吉田 誠克 (大和高田市長)	辰巳 哲司	
		福西 力 (上北山村長)		
		荒井 正吾 (識見)		
和歌山県	中芝 正幸 (岩出市長)	木下 善之 (橋本市長)	小川 隆生	
		中山 正隆 (有田川町長)		
		奥田 貢 (北山村長)		

全国広域連合長等名簿

平成24年6月6日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
中国・四国	鳥取県	竹内 功 (鳥取市長)	石 操 (日吉津村長)	岩垣 宝祥
	島根県	松浦 正敬 (松江市長)	山碕 英樹 (飯南町長)	岩成 久
	岡山県	西岡 憲康 (備前市長)	重森 計己 (吉備中央町長)	保崎 博道
			井上 稔朗 (赤磐市長)	
	広島県	伊藤 吉和 (府中市長)	藏田 義雄 (東広島市長)	山本 宏治
			入山 欣郎 (大竹市長)	
			吉田 隆行 (坂町長)	
			竹下 正彦 (北広島町長)	
	山口県	野村 興兒 (萩市長)	山口 寛昭 (世羅町長)	長田 紀生
	徳島県	原 秀樹 (徳島市長)	松浦 正人 (防府市長)	谷口 榮一
			川原 義朗 (東みよし町長)	
	香川県	大西 秀人 (高松市長)	空 席	杉上 厚男
			新井 哲二 (丸亀市長)	
愛媛県	野志 克仁 (松山市長)	藤井 賢 (綾川町長)	青木 正行	
		佐々木 龍 (新居浜市長)		
高知県	岡崎 誠也 (高知市長)	山下 和彦 (伊方町長)	伊藤 博昭	
		吉岡 珍正 (越知町長)		
		橋詰 壽人 (南国市長)		
九州	福岡県	樋原 利則 (久留米市長)	南里 辰己 (志免町長)	井上 秀敏
	佐賀県	横尾 俊彦 (多久市長)	秀島 敏行 (佐賀市長)	江副 元喜
			田中 源一 (江北町長)	
	長崎県	田上 富久 (長崎市長)	松本 崇 (大村市長)	高橋 清文
			一瀬 政太 (波佐見町長)	
	熊本県	幸山 政史 (熊本市長)	荒木 泰臣 (嘉島町長)	北岡 祥宏
	大分県	釘宮 馨 (大分市長)	浜田 博 (別府市長)	惣川 一昭
			坂本 和昭 (九重町長)	
	宮崎県	戸敷 正 (宮崎市長)	椎葉 晃充 (椎葉村長)	宮田 英世
			空 席	
鹿児島県	岩切 秀雄 (薩摩川内市長)	川添 健 (長島町長)	佐野 義一	
沖縄県	島袋 俊夫 (うるま市長)	儀武 剛 (金武町長)	島袋 庄一	
		古堅 國雄 (与那原町長)		

全国広域連合所在地等一覧

平成24年6月6日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
北海道 東北	北海道	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	011-290-5601	soumu@iryokouiki-hokkaido.jp
			011-210-5022	
	青森県	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル1階	017-721-3821	aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp
			017-723-1401	
	岩手県	〒020-8510 盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階	019-606-7500	soumu@iwate-iryokouiki.jp
			019-606-7505	
	宮城県	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階	022-266-1026	info@miyagi-kouiki.jp
			022-266-1031	
秋田県	〒010-0951 秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館1階	018-838-0610	info@akita-kouiki.jp	
		018-838-0611		
山形県	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内	0237-84-7100	info@yamagata-kouiki.jp	
		0237-85-8530		
福島県	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-528-9025	kouikirengou@fukushima.email.ne.jp	
		024-521-0254		
関東 信越	茨城県	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオスビル1階	029-309-1212	k08kouiki@union.ibaraki.lg.jp
			029-309-1126	
	栃木県	〒320-0033 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-627-6805	soumu@kouikirengo-tochigi.jp
			028-627-6809	
	群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-256-7171	info@gunma-kouiki.jp
			027-255-1312	
	埼玉県	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階	048-833-3222	soumu@saitama-kouikikourei.jp
			048-833-3471	
	千葉県	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内	043-216-5011	info@kouiki-chiba.jp
			043-206-0085	
	東京都	〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階	03-3222-4475	soumu@tokyo-kouiki.jp
			03-3222-4477	
神奈川県	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6701	kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp	
		045-441-1500		
新潟県	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階	025-285-3221	jim00@niigata-kouiki.jp	
		025-285-3315		
山梨県	〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15番35号山梨県自治会館2階	055-236-5671	soumu@yamanashi-iryokouiki.jp	
		055-235-6373		
長野県	〒380-0935 長野市中御所79-5 NOSAI長野会館2階	026-229-5320	jimukyoku@kouikourei-nagano.jp	
		026-228-1850		
東海 北陸	富山県	〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 富山市婦中総合行政センター内	076-465-7501	info@toyama-iryou.jp
			076-465-3967	
	石川県	〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階	076-223-0140	info@ishikawa-kouiki.jp
			076-223-0144	
	岐阜県	〒501-6111 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 岐阜市柳津地域振興事務所内	058-387-6368	iryou-kr@gkouiki.jp
			058-218-2275	
	静岡県	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	054-270-5520	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
			054-272-3312	
愛知県	〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目6番5号国保会館内	052-955-1227	jimukyoku@aichi-kouiki.jp	
		052-955-1298		
三重県	〒514-0003 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内	059-221-6880	kouikourei-mie@union.mie-kokikorei.lg.jp	
		059-221-6881		

全国広域連合所在地等一覧

平成24年6月6日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
近畿	福井県	〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階	0776-54-6330	info@fukui-kouiki.or.jp
			0776-52-5720	
	滋賀県	〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階	077-522-3013	soumu@shigakouiki.jp
			077-522-3023	
	京都府	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸5階	075-344-1202	info@kouiki-kyoto.jp
			075-344-1251	
	大阪府	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階	06-4790-2029	koukikourei@kouikirengo-osaka.jp
		06-4790-2030		
兵庫県	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号 センタープラザ内	078-326-2612	jimukyoku@kouiki-hyogo.jp	
		078-326-2744		
奈良県	〒634-0061 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館7階	0744-29-8430	info@nara-kouiki.jp	
		0744-29-8433		
和歌山県	〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階	073-428-6688	info@kouiki-wakayama.jp	
		073-428-6677		
中国 四国	鳥取県	〒689-0714 東伯郡湯梨浜町龍島500 湯梨浜町役場東郷支所2階	0858-32-1097	kourei@koureikouiki-tottori.jp
			0858-32-1067	
	島根県	〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階	0852-20-2236	soumu@shimane-kouiki.jp
			0852-21-5551	
	岡山県	〒700-0975 岡山市北区今2丁目2番1号 市町村振興センター3階	086-245-0090	jimukyoku@kouiki-okayama.jp
			086-245-7277	
	広島県	〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階	082-502-7822	info@kouiki-hiroshima.jp
			082-502-7844	
	山口県	〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館4階	083-921-7110	info@yamaguchi-kouiki.jp
		083-932-5321		
徳島県	〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1	088-677-8856	soumu@koukikourei-tokushima.jp	
		088-666-0104		
香川県	〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館2階	087-811-1866	kouiki37-1@ma.pikara.ne.jp	
		087-811-1865		
愛媛県	〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階	089-911-7733	info@ehime-kouiki.jp	
		089-911-7735		
高知県	〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階	088-821-4525	info@kouiki.jimusho.jp	
		088-821-4518		
九州	福岡県	〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館5階	092-651-3111	rengou@fukuoka-kouiki.jp
			092-651-3120	
	佐賀県	〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3F	0952-64-8476	soumu@saga-kouiki.jp
			0952-62-0150	
	長崎県	〒850-0875 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階	095-816-3930	nagasaki-kouikirengo@biscuit.ocn.ne.jp
			095-823-2425	
	熊本県	〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階	096-368-6511	koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp
			096-368-6577	
大分県	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-534-1771	info@oita-kouiki.jp	
		097-534-1778		
宮崎県	〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階	0985-62-0920	kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp	
		0985-27-7699		
鹿児島県	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館2階	099-206-1397	info@kagoshima-kouiki.jp	
		099-206-1395		
沖縄県	〒904-1192 うるま市石川石崎1-1 うるま市石川庁舎3階	098-963-8011	soumu@kouiki-okinawa.jp	
		098-964-7785		

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

A series of 20 horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.